平成２９年（フ）第７９号
三重県鈴鹿市長太旭町４丁目６番20号　コープ野村鈴鹿906号
債務者　矢田　勝己
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市南堀江１丁目10番22号
債務者　矢田　勝一
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７９号
長崎県長崎市桜木町３番33号　ネオプレイス桜木台305号、住民票上の住所長崎県五島市池田町３番12号
債務者　近藤　博彦
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤森　弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２９号
北海道北見市春光町４丁目５番１―406号
債務者　柴田　一康
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
さいたま市浦和区常盤２丁目15番５号　清宮荘202号
債務者　堀江　　立
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
埼玉県久喜市鷲宮３丁目４番22号
債務者　庭野　光男
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
埼玉県久喜市鷲宮３丁目４番22号
債務者　庭野　元子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
埼玉県川口市柳根町11番８号　星野レジデンス305、旧住所埼玉県川口市在家町14番12―303号　エバーグリーンパレス東浦和
債務者　堀井　伸一
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
埼玉県春日部市粕壁6726番地４　アネックス春日部５期202
債務者　浜崎　　優
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番５―105号、旧住所埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根769番地21
債務者　石川　守重
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
埼玉県狭山市入間川２丁目30番59号　成和荘203
債務者　岩田謙太郎
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７５号
埼玉県日高市大字楡木90番地２　カーサ・フェリス202
債務者　廣沢　歳己
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５８号
千葉県船橋市三山９丁目６番６号
債務者　森田　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６９号
千葉県浦安市富士見３丁目26番10号　メゾン・マイ（102）
債務者　川端　隼人
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７４号
千葉県船橋市新高根６丁目44番12号　サンシャイン高根202号
債務者　樋口　　恵
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０５号
千葉市花見川区花見川９番28棟504号
債務者　金子　草馬
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０６号
千葉県市原市国分寺台中央７丁目８番地４
債務者　吉田　和之
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係